

食安輸発0824第1号
平成21年8月24日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令に係る別途指示等について
(韓国産青とうがらし、赤とうがらし及びエゴマ)

標記については、平成20年3月31日付け事務連絡によりお知らせしたところですが、今般、韓国政府において登録業者の追加選定が行われたことから、別表19、別表20及び別表21をそれぞれ、別紙1、別紙2及び別紙3のとおり改正しますので、御了知の上、関係業者等への周知方よろしくお願いします。

なお、平成21年6月2日付け食安輸発第0602002号については、本通知をもって廃止します。